

江戸時代・佐伯藩における犯罪について

へ甲斐源作文書による その二

内町の町人十右エ門の磔刑

会員 橋本和雄

はじめに

前号(十二月、二二号)では「葛原へ盜人を捕えにゆくこと」を扱つたが、その盜人仁左エ門の犯罪内容や刑罰及不明であった。今回は犯罪内容を初めとして、審理の様子、判決及び刑の執行、更には家族へまで及びしき影響が胡確に立つてゐる。「甲斐源作文書」で、犯罪關係を光明に書いてあるのはこれ一つである。

まお今回は、叙述の仕方を若干変えることにした。まず事件の概要を記し、その後に原資料を三つに分け、読み下し方にして書き添える形をとつた。この読み下しに誤りがあることに、危惧の念を抱くものである。

誠しこ指導をお願いしたい。

本文

(1) 盗人十右エ門を名捕り、審理の結果、磔刑

と決まる

安永六年丁酉(弘ととり一七八七年)二月一日、内町に住む町人十右エ門は、城下より遠く離れた横川村(現直川村横川)の百姓家に盜みに入り、「鐵八〇目」を盜みとる所いた(注)。

これが發覚し、しらせを受けた足輕ハ十右エ門と

松玉の戦兵衛又、町人十右エ門を名捕り、御会所へと引き立ててきだ。二月の月齋におたつていた足輕小頭里斐系作と同組の足輕の人太吉又、盜人と名捕らえ役所へ連行の知らせを受けて、急いで身仕度をとどめ、御会所へかけつけた。

そして、盜人十右エ門に対する吟味を始めた。余罪の追求に重きを置いて吟味をする所ところ、中村に家を構える大工職、五郎七の家へと盜みに入つたことも自状した。ここで罪人であることは明白であり、更に余罪をかくしている様子なので、当面「せ太牢」をつくり、十右エ門をこれに入れ、吟味を続けることにした。(注二)

翌日からは、十右エ門に対する厳しい取調べがすすめられた。連日の取調べに従、水責め(注三)を含む拷問が加えられ、想えが叔夫十右エ門又、全ての罪を白状するに及んだ。その中で最も重大なことは、船頭町で二ヶ所内町足輕増野文七宅、及び中村での附け火、計四件もの放火を自状したことであつた。

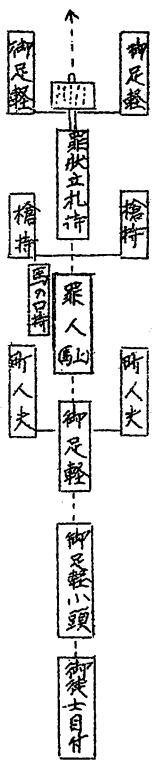
重罪人十右エ門は詮牢に移され、一方、十右エ門の家内の方への取調べも行なわれた。しかしこちらの方は、何一つ知らぬ様子なのである。

十右エ門が入れられ左牢の方入口の近くに役番所が設けられ、内町の町人七名がここに詰め、昼夜交代でもつて見張りが行われた。

こうした厳しい警戒が続けられる中で、十右エ門に対する处罚の審議がすすめられ、遂にその判決が下された。判決の内容はさわめて厳しく、次のようなものであった。すなわち萬通(まろど)とおしつゝ上、河原にて磔(はぎ)の位置(はぎのし)といふものである。刑の執行は四月廿七日と決められた。十右エ門が逮捕されてから、二ヶ月まで八十四日を経過していた。

いよいよ処刑の日がやつて来た。足輕小頭甲斐孫作、八人の足輕を引き連れ牢舎へ出かけた。

重罪人の十右卫門に對し、足輕石右卫門・庄助両名が縄をかけ、牢より引出し馬口乗せ、轡(くわ)にしぶりつけ、更に足まで轡に結びつけた。そして次のようすを隊列でして、処刑場へ向かうこととしたのである。



(注二) 現行太陽暦で、三月十日正當日。歿八十日後文鏡八十枚約米斗升(あらわ)である。

(注三) 不審院商である。裏狀によつて入札された木本牢は留置所の役割を果すものと考えられる。

(注四) 水賊(みず賊)は幕府公禁止し採用せず、抜間(ぬきま)では笞打(うなぐ)・石投(いはなげ)・海邊(かいへん)等の刑罰(けいばく)で取扱(とりあつ)た。ここでは幕府が採用しなかつた水賊(みず賊)で行つたことと注目したい。

資料 (甲斐孫作文書)

安永六丁酉年二月朔日、内町町人十右卫門と申す者、横川村百住家へ盜入(ぬぞり)候にひき、御足輕八十右卫門御主儀兵衛が召捕り、御会所へ引出し候につき、月番小頭甲斐孫作、御足輕とも玄度(くわど)ひ左し罷り出で候ところ、右十右卫門段々御吟味なされ候ところ、中村太五郎即ち方へも右十右卫門はいり、盜及取り候段白状(しらじょう)及び候につき、早速牢伴おさせつけられ、丸太牢に入札申し候。それより日々御吟味ござり、水賊(みず賊)め等仰せつけられ候、先だつて船頭町・内町・中村にて附火いたしかまつり候段白状に及び候に付、それより詰牢(くわどら)に仰せつけられ、家内(うちない)の方の共御吟味仰せつけられ候得共、存じ申さず段申し候て相分り申さず。内町町人ども昼夜番(まつばん)仰せつ

けられ候。

同年四月廿七日右牢より重罪人(ひどきひと)につき、ここに萬通(まんつう)河原(かわら)磯(いそ)の御仕置(ごしへき)仰せつけられ、月番小頭甲斐孫作・御足輕石右卫門・庄助両名が右卫門・庄助・清右卫門・八右卫門・深左卫門・掌(つか)より右人數牢屋(らうや)へ参り、十右卫門牢より出し、木戸(きど)を外で御番人(ごばんじん)及外を固め、石右卫門・庄助両人にてさらし縄をかけ、牢屋路次より引出し、外にて馬へ乗せ、そのうえ轡(くわ)にしぶりつけ、荒縄(あらわ)にて足を轡に結びつけ、左の通り堅固(かんこ)にしておけ。

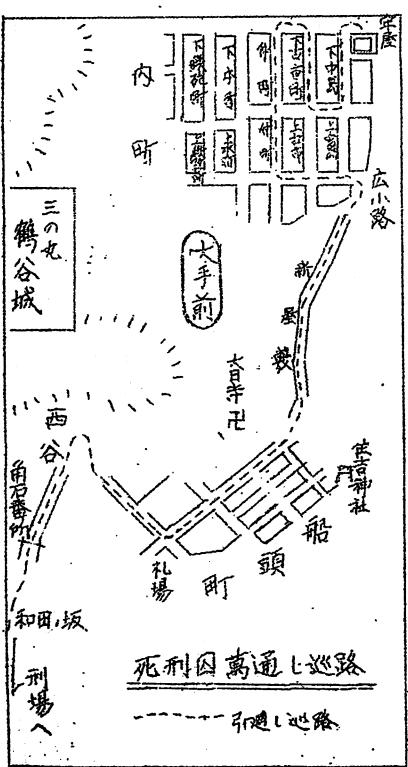
御足輕(ゆきつけ)差人同(そなむ)・槍持(やりもち)差人同(そなむ)・時夫(ときおと)差人

札持(さじもち)差人・馬口(まくち)差人・罪人(ざいじん)馬乗(ばのり)・御足輕(ゆきつけ)差人同(そなむ)・所人夫(そくじんぶ)差人

御足輕

(二) 所内引廻しの上河原にて轡を行なう

重罪人十右卫門を「萬通(まんつう)」として牢舎より処刑場へ運行するため行列が通つた。道順(みちじゆん)、文面(ふみめん)から次へとおりでなくいかと考えられた。



引廻しは終わった。罪人十右卫門を見分小屋前で馬からおろし、足鞆は十右卫門を結ぶ縄を、厳しく引きつけてそこに坐らせた。

御徒士目付下川勝左卫門はその前に立ち、持参した文

書を開き、重々しい声で十右卫門に対する判決を読み及

し左。力なくう伏だれる十右卫門を、御仕置場近くへ引

きたてていき、そこで最期の食事と酒が与えられた。死

の恐怖にあとのきながら、もともと最期の食事は終わ

つた。そして十右卫門は磔柱へ結びつけられ、誰の目から

らもはつきりと見えるように、高くかかげられた。

皆が息をつめて見守る中で、死刑執行の命令は下され

た。両側から繰り出された火槍は脇腹を突き通し、続く第三

の槍は喉を貫いた。

十右卫門の息がとだえるのを見届けた上で、御徒士目

付下川勝左卫門へ、死刑執行の終わったことが届けられた。

延刑は終わった。そして十右卫門の磔姿は、そのまま

三日間さられ、そして取り片付けられたのである。

(注) 脇腹に対する处罚は「引廻しの上磔の刑」に處している。江戸時代の刑罰は現代のように「刑法」が整っていなかたため、幕府の裁判は慶長以来、隨時發布された單行法令や、判決例などを基

礎として使用された。(「法制史」石井良助による)

そうした中で、八代将軍吉宗のとき、「御定書百箇条」が編纂され、ようやくそれをよりどころとして刑罰が行なわれるところとなつたのである。ところが御定書百箇条そのものも、現在残つてゐる文書から見ると、何種類があり、条文にも多少のずれがある。しかも「御役人の外、他見あるべからざる者也」としてあり、ここにも「係らしむべし、知ら一もべからず」という、幕

府の祕密主義・権威主義が貫かれている。「御定書百箇条における附火に対する处罚の規定」次の通りである。

第七〇条 火除御仕置之事

前々条の例

(一) 火を附け候もの 火罪

ただし燃え立ち申さず候はば、引廻しの上

(二) 人に頼まれ火を附け候もの 死罪

左手し頼み候もの 火罪

(三) 物取にて火を附け候もの 引廻しの義

ヘ中路ノ まわし捨れ又三十日建置き申すべく候

右之分引廻し通り候節、人數の多少に依らず、科書の捨れ

建て置き申すべく候。もつとも火を付け候所の居所町申引

廻しの上火罪申し付くべき事

走だし捨れ又三十日建置き申すべく候

(一) 定本御定書の研究 奥野清六著(以上)

御定書百箇条(實際は百三箇条多きからず)は、十右衛門の脇腹

由火罪ノに該当すると考えられるが、實際は「引廻しの上磔」であつた。(二) 人も幕府法と藩法のちがいが見られる。(もしかすると

附火としおが然そおからなかつたかも知れない。)とすれば、

「引廻しの上火罪」だが、ここでは確めるすべもない

資料(甲斐源作文書)つづき

中嶋町上横町より古市町下へ下り、中横町より中町通り上、広小路より新屋敷通り、船頭町本町リ、西谷小林氏前通り引廻し、角石より和田坂土橋にて少し見合せ、御徒士目付馬に乗り、それより見分小屋前にて馬よりおろし、その節小頭・御足輕罪人を引廻し、引きおり、御徒士目付下川勝左卫門読み渡し相済ませ、御仕置所へ引きゆき、この前にて食事・酒など諦けさせ相済まし、罪人磔柱に結びつけ、それより兩人にて左右の脇腹より突通し、喉を突つきり、息切札様子見届

十、勝左衛門へ相属け候。(中略)

古碑 三日過ぎて取り片付け候由。

(一) 碑 (同火葬 三戻門 四死罪 出遠島)
(六) 重追放

前々よりの例

右御仕置申しつけ候七分足用細家屋敷・家業とも申しつけ

べし。中追放用細家屋敷・整造候は田舎地ケワ久所申すべくへ

し。家財又中轍とも吉久所に及ばず。吟味の内殺死致し候ど

も、吟味つまり御仕置申しつくべき上に決しおき候上殺死

致し候は此伺ひ不成立るべき筋筋御仕置のものば、何いゝ上文

会所にまかりいで、その命令を受けてから、十右衛門の妻子をひいて妹き、久保浦へと伴つていった。(注二)

十右衛門の家屋敷及び家財道具は、久所へ注二の措置がとられた。御徒士目付下川勝左衛門と足輕小頭山田作兵衛は、久所の十右衛門の家に出かけて検分をすませた。そして家屋敷の広さ、諸道具類の目録をつくり、御会所へ差出した。「こゝうち諸道具については、「内所」の年寄地目付へ預けた」(注三)と、山田作兵衛は四月廿八日の日付けれども、「その「覚」を今も残してゐる。

(注二) 十右衛門の妻子と妹の計三人が「親類預けとなつてゐる。このことは一族の誰かが罪を犯せば、身内のものもその責任の一端を負う」縁座制」を意味するものである。しかし「御床寄百箇条」の第七条第一項人百姓の子弟、父死業連歸に相属け候ても構さない(御定書の研究)ことは異なつた措置である。

縁座制は、江戸時代以前は当然のこととされていた。したがつていつも伯爵は、室町・戦国時代からの流れを、まだ保ちつづけていた。(注二)と、「う」とが出来る。しかし縁座の意味があると共に、後述の「久所」とも大きな関連があったと解釈することが妥当だと思うのであるが――

(注二) 久所(御所とも書く)は、罪を免れた人の土地・財産を没収する

ことという。「御定書百箇条」では、久所について次のよう記してゐる。

第三十六条 御仕置に成り候ものが久所のこと

(注三) 「年寄」「地目付」の名がここに出てゐる。こゝことから内所に「年寄」「地目付」が置かれいたことがわかる。

年寄は通常その地区の世諸役や断奉行の指団を受けて振

多な仕事をした。地目付は盜入などと防ぐ役である。

こゝで出てくる年寄及び地目付が何者かは不明だが、文面からすると、年寄は内所には一人と思われる。

中津では母を整鑿し、六組十四軒とし各軒に年寄が置かれていた。(注二)と、「大分県」(久米忠臣著)こゝことからも分る

ようだ。各藩の所年寄の人數は、あまり多くないようである。

資料(甲) 奏疏作文書(つづき)

一十右衛門妻子・妹三人久保浦親類共へ下されおき候。

そつて節山田作兵衛・御足輕兩人召連御会所へまかり

いで御せつけられ候。

一十右衛門家屋敷闕所おおせつけられ御徒士目付下川

勝左衛門・小頭山田作兵衛立ちあい相改め、左の通り

一屋敷 壱ヶ所 但表口 四間或尺

裏深行或間半
幅行三間或尺

郷土碑文巡り

相江野々下留藏の碑

会員山本保

右者墨人十右エ門家屋敷・諸道具關所おおせつけられ、
見分の左が築り越し吟味仕り候ところ、書面の通り相違
御座無く候。尤も右諸道具の義は、内所年寄・地目付と
もへ預けおき申し候。此段申上が候。以上

御徒士目付 下川勝左卫門印
小頭 山田作兵衛印

(おわり)

傳りかねから

地震と高山海岸のこと
吉田勝一老より

苗江新竹野浦河内

(上略)
一昨年は先生の御尽力で所史ができ、所長と皆感謝してい
ます。今後如何時々までも所史は保存され役立つことと思ひます。

現在の蒲江町高山・元猿海岸のことと、書いてはしがったことがありま
した。所史には昔の地震のこととは書いてあります。それが、その時に蒲江
の海岸の約四分の一が海にくずれこみ、その山の土が高山元猿
の新しい海岸とつくったといいます。

現在の新高敷地付近までがそれまでは一面の海で、蒲江に行き八通路及
海岸の上の山の中を通つて、その道は現在もほつきり残っています。
高山海岸現在のすなはち全部海で、それが百五十年は二百年もかか
て追々出来たんだと私は祖母たちからも聞いています。

地震によって自然の地形が変つたこと、他ではあまり例がないこ
とで、蒲江所史に書き残したかったと、思つまま書いて見ました。
(下略)

鶴集者いふ——惜しいことでいた。宝永四年(約三〇年前)が、

まだ化成安政元年(百三十四年前)の地震でしようが。今度蒲江に
出かけたら、現地をとくと見ましよう。へ言葉及び十三歳の鶴集者

長蔵

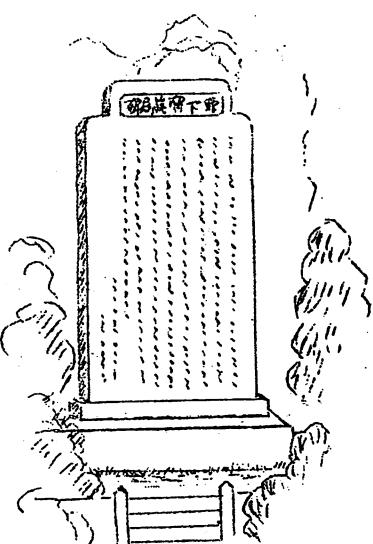
昭和二十一年六月二十九日

篆額

昭和二十一年六月二十九日、米國一飛行機門司
市へ去る現在北九州市門司区ノテ爆撃シ、至ル所ニ猛
威ヲ逞シカシ、明治屋支店モ烈火、襲フ所
(英語)

文意を汲んで段落を設けたことをお断りしておきます。
記念碑の様式はおおよそスケッチのようです。

碑面、文字



野々下留藏墓碑
(柏江江國寺境内)